コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　KI-STAR REAL ESTATE CO.,LTD

最終更新日：2015年12月21日

ケイアイスター不動産株式会社
代表取締役社長 塙　圭二
問合せ先：総務部次長 高梨　一治
証券コード：3465

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、豊かで楽しく快適な暮らしの創造を目指す「豊・楽・快　創造企業」を経営理念とし、高品質で低価格な住宅を提供する企業としてその社会的責任を果たし、お客様・株主・取引先・地域社会・従業員等、全てのステークホルダーから信頼される企業を目指しております。
そのために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、取締役会・監査役会等による経営監督機能の強化を図るための体制を整備し、法令遵守は勿論のこと、社内規程・社会常識・倫理観に則り行動することを「企業行動基準」ならびに「コンプライアンス基本方針」に定めてコンプライアンス経営を実現し、迅速かつ的確な意思決定を行い、経営の健全性・透明性の向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
現在独立社外取締役は1名でありますが、一般株主の利益に配慮し会社の持続的な成長と企業価値の向上を図る目的から、次期の定時株主総会には社外取締役１名の選任議案を上程し、増員を予定しております。
【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の補充原則－３
当社は、2016年3月期より取締役会の実効性に関して、各取締役による自己評価を実施し、それを参考に分析・評価を行い、取締役会の運営ならびに審議の充実に努めてまいります。なお、評価結果については当社ホームページへの開示を予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、上記2項目を除き、下記のとおり適切に行っております。
【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社では、政策保有株式はありません。
【原則１－７　関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引につきましては原則として行わない方針でありますが、行う場合は取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議・報告事項としております。発生の可能性がある都度、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、株主共同の利益を害することはないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に視点を置き、管理本部において、また必要に応じて監査役や内部監査室の意見を徴して協議し、取締役会の審議・承認を得たうえで、取引を行うこととしております。また、その結果を取締役会に報告しております。
管理本部経理財務部において毎年４月に、各取締役および監査役より取引の有無、内容、金額等について書面での回答を求めるとともに、会計データを検索し取引の有無等の網羅的な確認を行っております。また、担当取締役より、取締役会等において定期的に各役員に対し、関連当事者取引を行う場合は事前に報告するように周知徹底しております。
【原則３－１　情報開示の充実】
（1）経営理念等
当社は本報告「基本的な考え方」に記載のとおり、「経営理念」「コンプライアンス基本方針」等を定め、当社ホームページにおいて公表しております。
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告「基本的な考え方」に記載のとおりです。また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則について、具体的な検討をしたうえで整理し、決定しております。
（3）取締役等の報酬決定に関する方針と手続き
本報告「取締役報酬関係」に記載しております。
（4）取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続き
当社の取締役候補者は、当社が定める「取締役選任基準」に基づいて取締役社長もしくは取締役会が選任しております。また、監査役候補者は、経営管理や会計に関する十分な知識を有しており、中立・客観的立場から意見が得られることを条件に、監査役会の同意を得て選任するものとしております。
【原則４－１　取締役会の役割・責務（1）】の補充原則―1
意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて、具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議、稟議による社長決裁により決定しております。また、業務執行に係る職務権限、業務分掌等については社内規定により明確化しており、組織変更等に応じて、見直しがなされる仕組みを構築しております。
【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて判断をしております。資質については、当社が定める「取締役選任基準」に準ずる資質を備え、取締役会において当社から独立した客観的な立場で率直に建設的な検討への貢献ができる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。
【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の補充原則－１
当社では、取締役、監査役ともに選任基準は、人格、識見ともにふさわしく経営管理能力に優れていること、当社の「経営理念」を尊重し、「コンプライアンス基本方針」および「企業行動基準」を遵守し、各種法律を遵守する強い意識を持っていることを条件としており、特に社外取締役および社外監査役につきましては、経営・危機管理・法律・会計等に関する高い知見を有していることを条件に選任しております。
【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の補充原則－２
当社の取締役および監査役につきましては、他の上場会社の役員を兼任しておりません。
【原則４－１４　取締役・監査役のトレーニング】の補充原則－２
当社における基本情報（経営戦略・財務戦略等）の共有は勿論、法令の改正等があった場合には外部講師による研修会を行うなど、経営を監督するうえで必要な知識・情報を共有するよう取り組んでおります。
【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社における株主との対話につきましては、担当役員が統括し、管理本部が中心となって関係部門と適切に情報交換を行ったうえで実施します。なお、投資判断に必要となる重要な情報については、東京証券取引所の適時開示に関するルールに則り、適時・適切に開示し、適時開示後速や

かに当社ホームページにも掲載することとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
塙圭二	4,080,000	67.26
株式会社　フラワーリング	1,600,000	26.38
株式会社　足利銀行	103,000	1.70
株式会社　埼玉りそな銀行	64,000	1.05
株式会社　群馬銀行	64,000	1.05
株式会社　武蔵野銀行	64,000	1.05
ケイアイスター不動産従業員持株会	35,000	0.58
株式会社　常陽銀行	25,000	0.41
瀧口裕一	12,500	0.21
園部守	6,250	0.10

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	塙圭二
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

当社の代表取締役社長である塙圭二は、「オーナー」に該当し、株式会社フラワーリングの株主であり代表取締役社長に就任しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期 更新	3 月
業種 更新	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引については、原則として行わない方針ですが、行う場合は法令や社内規定に基づき、また必要に応じて取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役会や内部監査室が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視いたしております。
　なお、取引を行う可能性が生じた場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、取締役会において審議・決定し、少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松沢博	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松沢博	○	アトラクターズラボ在職時に当社の分譲事業の販売・WEB戦略についてのコンサルティング契約のプロジェクトメンバーとして関係性がございましたが、現在そちらの会社との取引は無く、当時の取引も規模、支払金額とも経営には影響のない小規模なものであります。	住宅関連マーケティングの専門家であることから、その専門知識を当社の経営に生かしていただくため社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名

監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人、内部監査室は、それぞれの担当分野で厳正な監査を行っておりますが、監査計画や監査結果に関する意見交換を随時実施することで相互に連携し、より一層の監査品質の向上を図っております。監査役と内部監査室との連携は、内部監査室の行う各事業所の監査に同行し助言・指導を行っており、また、内部監査室が社長に提出した内部監査報告書の回付を受けて改善状況に関して確認・助言を行っております。なお、監査役と内部監査室は同執務室内に席を設けていることから、随時情報交換等が行える状況となっております。また、監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの連携は、監査計画および期中の監査手続の経過の説明・報告を受け、また、必要に応じて内部監査室を交え協議を開催しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚越通永	他の会社の出身者													
佐藤晋治	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚越通永	○	該当事項はありません。	中央化学株式会社にて常務取締役を務め、経営管理に関する十分な知識を有しており、中立・客観的な立場から意見が得られるため、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。
佐藤晋治	○	AGSコンサルティングに在籍時に弊社の内部統制及びIPO準備のコンサルタントのプロジェクトメンバーとして関係性がございましたが、現在そちらの会社との取引は無く、当時の取引も規模、支払金額とも経営には影響のない小規模なものであります。	公認会計士であり、会計に関する専門的知識を当社の監査役として発揮していただくために社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いため独立役員として指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、すべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

-

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1億円以上の者がいないため、個別開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等の総額は株主総会の決議による旨を定款に定めております。
役員毎の取締役および監査役の報酬等については、役職および本人の経験・能力・実績などに基づき、取締役会および監査役会にて決定しております。
平成26年度に係る取締役および監査役の報酬
・取締役（社外取締役を除く）6名に対する報酬等の総額：172,700千円
・監査役（社外監査役を除く）1名に対する報酬等の総額： 3,333千円
・社外役員2名に対する報酬等の総額：9,000千円
株主総会決議による取締役報酬の総額は年額5億円以内、監査役報酬の総額は年額3千万円以内です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

定例取締役会の開催日は年間スケジュールで定め、重要な会議日程についても月初に案内をしております。取締役会の議案については事前に関係資料を送付し、加えて個別説明を行い十分な検討ができるようにサポートしております。また、その他の重要事項についても、資料送付・情報提供を適時行い、監督機能が有効に機能する環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

【取締役会】
当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会規程に基づいて株主総会終了直後および定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。会議については、監査役3名（うち社外監査役2名）も出席して建設的な議論を行っております。また、各取締役は職務の執行状況について、取締役会で報告を行っております。
なお、当社は業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員は、その業務執行状況について四半期に一度取締役会において報告しております。
【監査役会】
当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、監査役会規程に基づいて株主総会終了直後および定時監査役会を毎月1回開催しております。なお、必要に応じ臨時に監査役会を開催することとしております。また、監査役は重要な会議に予め定めた業務分担に従い出席しております。
【監査役監査】
年度当初に策定した監査方針・監査計画に従い、期中監査においては、取締役の職務執行状況、財産管理状況、店舗・事業所の運営管理等について監査を実施し、把握された問題点について当該監査役が監査調書を作成し、監査役会また必要に応じて代表取締役社長に提出しております。
期末監査においては、計算書類・附属明細書、その他株主総会提出議案を中心に監査を実施し、その結果を監査役会に報告したうえで、監査役会監査報告書を代表取締役社長へ提出しております。
【内部監査】
社長直轄の内部監査室（担当2名）を設置し、年度当初に策定した内部監査基本計画書に基づき、全拠点について、原則として実地監査により行っております。監査終了後は、拠点毎に内部監査報告書を作成し社長の承認を得るとともに、取締役会にて総評を報告しております。
【会計監査】

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査契約を締結して定期監査を受け、適正な会計処理に努めております。なお、平成27年3期における会計監査の執行状況は次のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
　指定有限責任社員　業務執行社員　松本　保範
　指定有限責任社員　業務執行社員　鎌田　竜彦
・監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士5名、その他7名
【コンプライアンスへの取り組み】
当社は、企業価値向上のためにコンプライアンス意識醸成とその体制の徹底が不可欠であると認識しており、「コンプライアンス基本方針」ならびに「企業行動基準」を制定し、全役職員がその行動指針である「KI CREDO」を実践しております。また、内部通報規程を定めて「内部通報窓口」を設置し、法令違反、社内規程違反等があった場合は通報できる体制を整備しております。
【リスク管理体制の整備】
当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性がある様々なリスクについては、「リスク管理規程」に基づき総務部が当社のリスクの把握、一元管理を行うともに、各部門・事業所と連携してリスクマネジメントを推進しております。また、不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づいて迅速かつ適切に対応できる体制を整えることとしております。
【責任限定契約】
当社と社外取締役および社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役7名で構成される取締役会および監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。このうち社外取締役を1名、社外監査役を2名選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後、議決権行使について十分な検討時間を確保できるよう、法定期日より1週間以上、早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年の定時株主総会は同年6月25日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主の利便性を勘案し必要と認められる場合は、パソコンやスマートフォンから議決権の行使が可能となるよう検討を行います。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主の利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討を行います。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、適時開示資料等の管理・運用について規定し、公表する予定です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今後、定期的に行う予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報について当社ホームページへの掲載を準備しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報取扱責任者　専務取締役　瀧口裕一 担当部門　管理本部　執行役員管理本部長　松澤修	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で「企業行動基準」を制定し、全役職員に周知しております。また、「コンプライアンス基本方針」を定めてホームページへの掲載ならびに、各事業所の接客スペース等に掲示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「コンプライアンス基本方針」ならびに「企業行動基準」において、 環境活動および社会貢献活動に積極的に取り組む旨を定め、その活動の内容を当社のホームページ上に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「企業行動基準」にステークホルダーに対して適時・適切に企業情報を提供する旨を定めております。適時開示情報については、TDnetおよび必要に応じて記者発表等によって行う方針であります。また、適時開示後速やかに当社ホームページに掲載することとしております。
その他	当社では、女性社員の活躍推進を積極的に行っており、平成26年6月に1名、執行役員に就任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況
当社は、取締役会において以下の通り内部統制システムに関する基本方針を決定し、全てのステークホルダーの期待に応えるべく、その体制の構築と更なる体制強化に向けて鋭意取り組んでおります。
（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a.取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けております。
b.企業行動基準、コンプライアンス規程を遵守し、役職員の職務執行上のコンプライアンスの実践と意識の維持・向上を図っております。
c.内部通報窓口を社内および社外に設置し、法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。
d.監査役は、内部統制システムの整備状況を含めた取締役の職務執行に対する監査の充実に努めております。
e.内部監査部門は社長直属とし、内部統制システムの整備状況を監査し、不正過誤の防止と業務の改善・指導に努めております。
（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
a.職務執行に係る重要事項が記載された文書および電磁的記録については、文書保管管理規程等の関係諸規程に基づき、適切に作成・保管・管理を行っております。
b.取締役および監査役は、これらの文書等を適宜閲覧できるものとしております。
（3）損失の危険に関する規程その他の体制
a.事業の継続と安定的な発展を確保するため、リスク管理規程に基づきリスクマネジメントを実践し、リスクの把握、リスクの回避および損失の最小化を図っております。
b.緊急事態の発生時には、危機管理規程に基づき迅速かつ適切な対応を行います。
c.内部監査室は、対象部署ごとに監査項目を決定し、リスクマネジメント監査を実施しております。
（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.取締役は、定時又は臨時に開催される取締役会において会社の意思決定および業務執行状況の報告を行っております。なお、重要事項の意思決定にあたっては、事前に社長を議長とする取締役等で構成される経営会議において議論を行っております。
b.職務権限規程により決裁権限を明確化し、その中で権限の下部委譲を行っております。
c.執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
（5）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a.必要に応じて監査役は、当社の使用人から補助者を任命できるものとしております。
b.監査役が補助者を置いた場合、その補助者に関する指揮命令権は監査役に委譲され、その間は取締役および他の使用人は指揮命令権を有しないものとしております。
（6）取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a.監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務の執行状況について報告を受けております。
b.取締役および使用人は、経営に関する重要な事項や会社に著しい損害を及ぼす事項について、速やかに報告する体制を整備しております。
c.内部監査室は、内部監査結果について定期的に報告を行っております。
d.監査役に報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底しております。
（7）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査役は、取締役および使用人に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができるものとしております。
b.監査役は、代表取締役との間で定期的に会議を行っております。
c.監査役は、内部監査室・会計監査人と意見・情報交換を行う等連携を図っており、また、必要に応じて外部専門家から助言を受けることができるものとしております。
d.監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求後速やかに処理しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）基本的な考え方
a.当社は、企業の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、さらに、全社を挙げて反社会的勢力の排除に取り組みます。
b.当社は、如何なる理由があっても反社会的勢力との裏取引や資金提供を絶対に行いません。
c.当社は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事および刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、要求に応じません。
d.当社は、反社会的勢力への対応に関係する役職員等の安全を最優先し、全社を挙げ断固とした姿勢で臨みます。
e.当社は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携するとともに、政府および地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に積極的に協力します。
（2）整備状況
a.当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、反社会的勢力の排除に関する規程を定め、上記基本方針をホームページに掲載しております。
b.当社は、お客様やお取引先との契約に関して、契約書又は約款等に反社会的勢力の排除に関する条文を記載し、契約を締結しております。
c.当社は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターに加盟し、関係情報の提供を受けるほか、警察機関、弁護士等と緊密に連携し、安全な街づくりに積極的に取り組んでおります。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

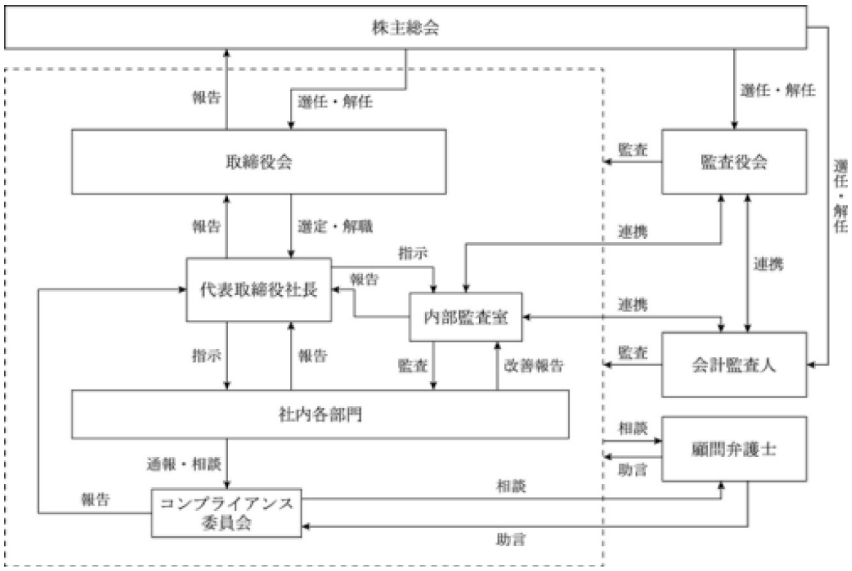
買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

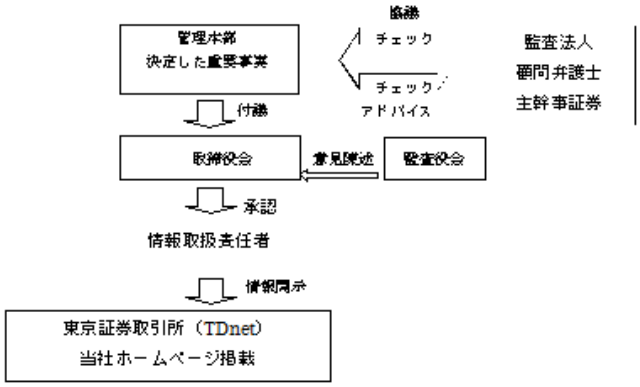
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

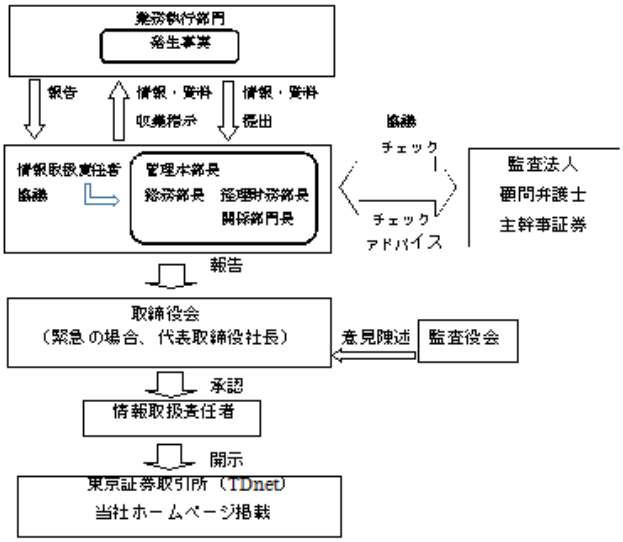


【適時開示体制の概要（模式図）】

1．決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



2．発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



3．決算に関する情報の適時開示業務フロー

